

利用者支援事業について

※第3回子ども・子育て会議基準検討部会説明資料のうち主な検討課題と考え方の部分に委員からの主なご意見等を赤字で付記

平成25年8月29日

(1) 事業の要件（子ども・子育て支援法第59条第1号）

①趣旨

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う都市部のみならず広く市町村での実施を念頭に制度化

②事業内容

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う

③実施場所

子どもや保護者の身近な場所等

(2) 事業法定化の経緯

本事業は、当初の政府案では地域子ども・子育て支援事業には位置づけられていなかったが、国会における審議の過程でその重要性が共通認識となり、自公民の3党合意（※）において、子ども・子育て支援法に「市町村が利用者支援を実施する事業を明記する」とされたことを受けて法定化された。

※『社会保障・税一体改革に関する確認書（平成24年6月15日）（子育て関連部分）』

新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であると考えられたもの。

(3) 事例

※詳細は後の参考資料参照のこと

◎横浜市：保育コンシェルジュ

- ・市内18の全区役所に職員（非常勤）を配置
- ・コンシェルジュに保育士等の資格は求めていないが、配置時や配置後に業務に関する研修を受講
- ・地域の保育資源等（保育所・幼稚園・認定こども園、横浜保育室、家庭的保育、一時預かり等）の情報を収集
- ・保育等の利用の相談に応じ、個々のニーズや状況にマッチした施設等の情報を提供する
- ・保育所に入所保留となった保護者のアフターフォローも行う

◎松戸市：子育て支援コーディネーター

- ・地域子育て支援拠点の中心スタッフを「子育てコーディネーター」として養成
- ・現時点で市内15か所に22人を配置。
- ・子育ての悩み等の相談を受け付け、保育所・幼稚園等の子育て支援施設・事業の情報提供や専門の機関への紹介を行う。
- ・訪れやすさを考慮し、親子にとって身近な地域の「拠点」で実施している
- ・年間のべ約18万人の親子が利用

2

(4) 検討課題と考え方

①事業内容の範囲

※事業の枠組みについては、子ども・子育て支援法の条文（第59条第1号）に則して以下の通り

◎子どもと保護者の身近な場所において以下を総合的に実施

- 1) 子どもと保護者からの相談に応じた、必要な情報の提供・助言
- 2) 関係機関との連絡調整
- 3) その他の内閣府令で定める便宜の提供

◆具体的な施設・事業の利用の前段階の相談対応も重要

→利用者のニーズを正確に把握し、地域子育て支援拠点事業など他の事業や施設との連携、すなわち関係機関のネットワークづくり・連携確保が必要か。

(主な意見)

○地域子ども・子育て支援事業などについて利用者が使いやすいように、地域の状況等を常時適切に把握しており、ワンストップで対応ができる拠点的な総合窓口が必要である。

◆子どもと保護者からの相談に応じた、必要な情報の提供・助言（上記「1」）を円滑に行うためには、既存の施設・事業のみを対象とするのではなく、地域の子育て資源を充実・強化する取り組みを併せて行うことが必要

→世代間交流や地域のボランティアとの協働など（＝「地域支援」）

(主な意見)

○利用者支援は、待機児童対策としてだけでなく、全ての親と子のために必要。妊娠中も含む親と子の様々な課題をケアできるとよい。

⇒以上を踏まえ、次の点について検討が必要か。

- (1) 本事業の果たすべき役割とは何か。
- (2) どのようにして、利用者のニーズを的確に把握するか。
- (3) 関係機関のネットワークを具体的にどのように構築するか。（社会資源が少ない場合には資源開発が必要か）
(次ページに続く)

3

②実施場所

※子ども・子育て支援法には、「子ども及びその保護者の身近な場所」と規定→「地域子育て支援拠点」などの相談機能を有する場所を実施することにはメリットがあるが、待機児童のいる自治体など市町村庁舎等での実施が必要なケースもある。現状での類似事業も実施場所はさまざま。

- ◆「地域子育て支援拠点」での実施に加え、市町村の窓口や子育て家庭に対する相談機能を有する施設など、多様な場所での実施を可能としつつ、利用の支援・援助の前段階での相談対応も適切に行われるよう求めるという方向性が考えられるかどうか。

(主な意見)

- 子育て家庭に対する相談機能や地域関係機関との連絡調整機能を有する様々な場所での実施可能であることを明記した方が良い。

③事業の担い手

◆幅広い実施を図るため、市町村の職員やNPO等も含め多様な主体による実施とする。

◆人的要件をどのように設定するか。

- 「①」で挙げられている事業内容（再掲）に応じた検討が必要

- 1) 相談、情報提供、助言
- 2) 連絡調整
- 3) その他（地域支援等）

- 先行自治体の人的要件を見ると、地域子育て支援拠点の職員、（保育コンシェルジュの事例）、保育士等があるが、事業内容に即して考えれば、地域の子育て資源等についての一定の研修を求めることが考えられるかどうか。

→ 都道府県は人材の確保及び養成を総合的に行う中心的な役割が期待されているが、本事業の研修はどのような主体が行うことが適切か。

(参考)

先駆的に実施している自治体の取り組み事例

横浜市の保育コンシェルジュ事業について

保育コンシェルジュとは？

- ・ 横浜市の非常勤嘱託員である保育コンシェルジュは、保育サービスに関する専門相談員。
(保育士等の資格は特に求めている)
- ・ 保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育資源・保育サービスについて情報提供を行う。
- ・ 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的とし、各区のこども家庭支援課に配置されている。
※ 配置状況：平成25年4月現在18区21名体制
- ・ 配置時に3日間研修を実施。各区の個別的な内容については随時研修を実施。

具体的な業務

1 保育サービスの利用に関する相談業務

区窓口、電話、地域子育て支援拠点等の出張先において、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況を把握し、適切な保育資源、保育サービスの情報提供を行う。

2 入所保留児のアフターフォロー業務

保育所入所保留となった保護者に対し、保育状況や意向確認等を行い、ニーズにマッチした認可保育所以外の保育資源、保育サービスの情報提供や紹介を行う。

3 保育資源・保育サービスの情報収集業務

区内を中心とした保育資源や保育サービスの提供施設等と連携を図るため、入所状況、サービス利用状況等の情報を収集する。さらに、収集した情報をデータ整理し、相談・案内時に情報提供できるツールとしてまとめる。

4 その他保育サービスの提供に関すること

参考)横浜市の保育資源と保育サービス

保育資源

認可保育所、認可外保育施設(横浜保育室、一般認可外保育施設、事業所内保育施設、ベビーホテル)、
家庭的保育福祉員、NPO等を活用した家庭的保育、
幼稚園、認定こども園等

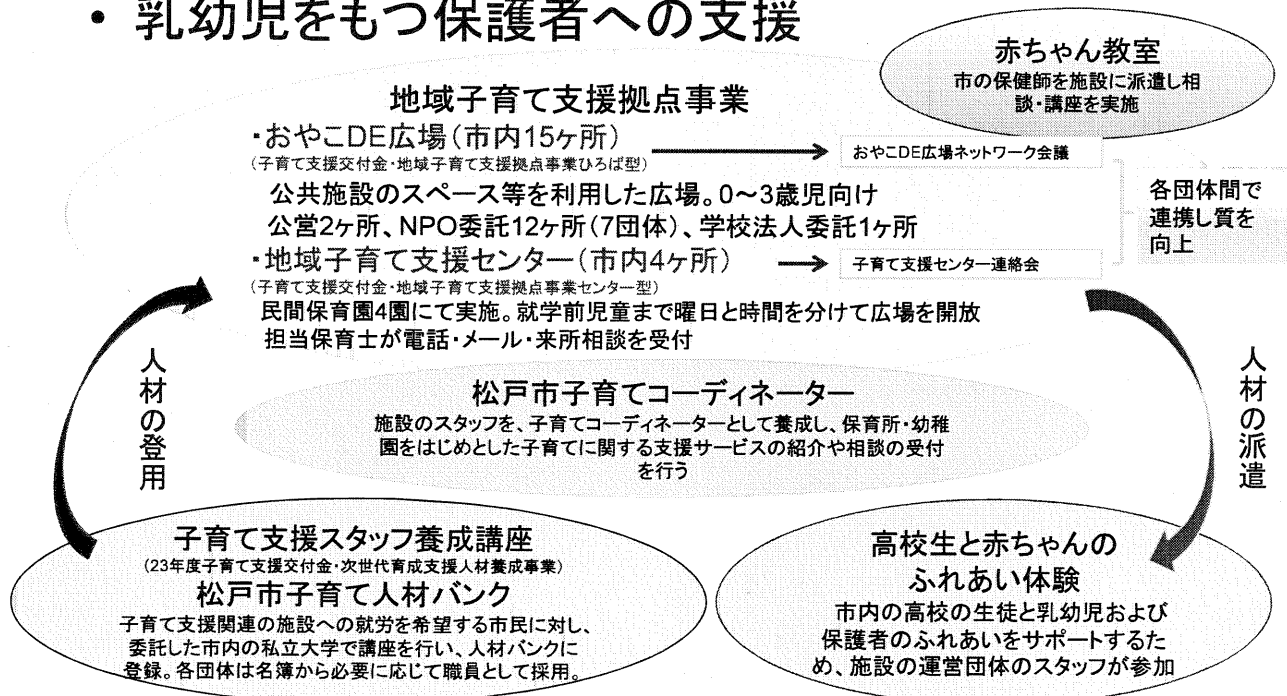
保育サービス

一時保育、私立幼稚園預かり保育、乳幼児一時預かり、
横浜子育てサポートシステム等

6

松戸市 子育てコーディネーター①

・ 乳幼児をもつ保護者への支援



7

松戸市 子育てコーディネーター②

・ 松戸市子育てコーディネーター認定事業

市が「子育てコーディネーター」として認定した地域子育て支援拠点で働くスタッフが、利用者に地域における多様な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋ぐ役割を担う

